

許可使用者の手続き一覧表

アルコール事業法の下で許可使用者となったものが行うべき諸手続きに必要な書類、タイミング、提出先は以下のとおりです。なお、経済産業局長から許可に際して付された個々の条件にかかる手続きについてはこの限りではありません。

1. 許可申請等

事 項	必要な書類等	提出時期	提出先
＜アルコールの使用＞	アルコール使用許可申請書 ※添付書類 ・貯蔵設備の構造図（図面） ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書 ・事業場全体の平面図 ・アルコール使用明細書 ・回収アルコール等に関する書面 ・誓約書 ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）（法人の場合） ・所要資金の額及び調達方法を記載した書面（局が必要と判断した場合）	事前の申請	主事務所の経済産業局長
	登録免許税納付届 ※添付書類 ・1万5千円の領収証書を裏面に貼付	許可の日から1ヶ月以内	〃
＜許可事項の変更＞ ○用途又は使用方法の変更及び使用施設の追加	アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書 ※添付書類 ・アルコール使用許可申請書の添付書類中、当該変更に伴う変更があるもの 登録免許税納付届（使用施設ごとの用途の増加に係るもの） ※添付書類 ・1万5千円の領収証書を裏面に貼付	事前の申請	主事務所の経済産業局長
		許可の日から1ヶ月以内	〃

2. 届出、承認、報告等

事 項	必要な書類等	提出時期	提出先
<p><許可事項の変更></p> <p>○商号、名称又は氏名及び住所の変更</p>	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p> <p>※添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）（法人の場合） 	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
○代表者の氏名及び住所の変更	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p> <p>※添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）（法人の場合） 	〃	〃
○法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所の変更	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p> <p>※添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要） 	〃	〃
○法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所の変更	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p> <p>※添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要） 	〃	〃
○主たる事務所の所在地並びに使用施設等の所在地	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p>	事前の届出	〃
○事業開始の予定年月日	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p>	〃	〃
○現に営んでいる他の事業の種類	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p>	事後遅滞なく	〃
○使用設備の能力及び構造並びに貯蔵設備の能力及び構造の変更（用途又は使用方法の変更を伴わないもの）	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p> <p>※添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵設備の構造図 	〃	〃

○計測機器及び移送配管の変更	アルコール許可使用者許可事項変更届出書 ※添付書類 ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書	〃	〃
<定期の報告>	アルコール使用業務報告書 ※添付書類 ・アルコール譲受け一覧表	毎年、5月末日まで	主事務所の経済産業局長
<亡失・盗難の報告>	亡失（盗難）報告書	直ちに	当該場所の経済産業局長
<廃棄の届出>	アルコール廃棄処分届出書	事前の届出	当該使用施設の経済産業局長
<譲渡の承認>	アルコール譲渡承認申請書	事前の申請	当該使用施設の経済産業局長
<必要な行為の継続の申請>	アルコール使用継続申請書 ※添付書類 ・戸籍謄本（相続人が欠格条項に該当した場合のみ）	事前の申請	主事務所の経済産業局長
<事業の承継の届出> （注）事業の全部を承継させるものに限る。アルコールの使用施設が分割される場合は、該当しません。	アルコール許可使用者承継届出書 ※添付書類 ○事業の全部譲渡により継続した場合 ・アルコール使用事業譲渡証明書 ・誓約書 ○相続により承継した場合 （イ）2人以上の相続人の全員の同意により選定された者である場合 ・アルコール許可使用者選定証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 （ロ）イ以外の相続人である場合 ・アルコール許可使用者相続証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 ○合併により承継した法人である場合 ・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等） ・誓約書	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長

	○分割により事業の全部を承継した法人である場合 ・アルコール使用事業承継証明書 ・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等） ・誓約書		
<廃止の報告>	アルコール使用廃止届出書 ※添付書類 ・廃止の日までにおける「アルコール使用業務報告書」 ・廃止の日までにおける「アルコール譲受け一覧表」	廃止後遅滞なく	主事務所の経済産業局長

注：提出先欄について

- 「主事務所の経済産業局長」とは、申請者（届出者）の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長のことです。
- 「当該場所の経済産業局長」とは、亡失・盗難の発生した場所を管轄する経済産業局長のことです。
- 「当該使用施設の経済産業局長」とは、申請者（届出者）の該当使用施設の所在地を管轄する経済産業局長のことです。

製造事業者の手続き一覧表

アルコール事業法の下で製造事業者となったものが行うべき諸手続きに必要な書類、タイミング、提出先は以下のとおりです。なお、経済産業局長から許可に際して付された個々の条件にかかる手続きについてはこの限りではありません。

事 項	必要な書類等	提出時期	提出先
＜アルコールの製造事業＞	アルコール製造事業許可申請書 ※添付書類 ・設備等の構造図（図面） ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書 ・事業場全体の平面図 ・誓約書 ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書等） 並びに最近の財産目録、貸借対照表、損益計算書（法人の場合） ・所要資金の額及び調達方法を記載した書面 ・主たる技術者の履歴書 登録免許税納付届	事前の申請	主事務所の経済産業局長
	※添付書類 ・15万円の領収証書を裏面に貼付	許可の日から 1ヶ月以内	〃
＜許可事項の変更＞ ○設備の能力の変更	アルコール製造事業許可事項変更許可申請書 ※添付書類 ・変更に係る 設備の構造図（図面） 計測機器の名称等の書類 移送配管内の容積計算書 事業場全体の平面図	事前の申請	主事務所の経済産業局長
	○商号、名称又は氏名及び住所の変更 アルコール製造事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）（法人の場合）	事後遅滞なく	〃

事 項	必要な書類等	提出時期	提出先
○代表者の氏名及び住所の変更	アルコール製造事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）（法人の場合）	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
○法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所の変更	アルコール製造事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）	〃	〃
○法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所の変更	アルコール製造事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）	〃	〃
○主たる事務所の所在地並びに製造場及び貯蔵所の所在地	アルコール製造事業許可事項変更届出書	事前の届出	〃
○事業開始の予定年月日	アルコール製造事業許可事項変更届出書	〃	〃
○現に営んでいる他の事業種類	アルコール製造事業許可事項変更届出書	事後遅滞なく	〃
○設備の変更 （能力の変更を伴わない変更）	アルコール製造事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・設備の構造図	〃	〃
○計測機器及び移送配管の変更	アルコール製造事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書	〃	〃
<定期の報告>	アルコール製造業務報告書 ※添付書類 ・原料用アルコール譲受け一覧表 ・アルコール譲渡一覧表	毎年、5月末日まで	主事務所の経済産業局長
<亡失・盗難の報告>	亡失（盗難）報告書	直ちに	当該場所の経済産業局長

事 項	必要な書類等	提出時期	提出先
＜廃棄の届出＞	アルコール廃棄処分届出書	事前の届出	当該場所の経済産業局長
＜必要な行為の継続の申請＞	アルコール製造・譲渡継続申請書 ※添付書類 ・戸籍謄本（相続人が欠格条項に該当した場合のみ）	事前の申請	主事務所の経済産業局長
＜事業の承継の届出＞	アルコール製造事業承継届出書 ※添付書類 ○事業の全部譲渡により継続した場合 ・アルコール製造事業譲渡証明書 ・誓約書 ○相続により承継した場合 (イ) 2人以上の相続人の全員の同意により選定された者である場合 ・アルコール製造事業者選定証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 (ロ) イ以外の相続人である場合 ・アルコール製造事業者相続証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 ○合併により承継した法人である場合 ・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等） ・誓約書 ○分割により事業の全部を承継した法人である場合 ・アルコール製造事業承継証明書 ・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等） ・誓約書	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
＜廃止の報告＞	アルコール製造事業廃止届出書 ※添付書類 ・廃止の日までにおける「アルコール製造業務報告書」 ・廃止の日までにおける「原料用アルコール譲受け一覧表」 ・廃止の日までにおける「アルコール譲渡一覧表」	廃止後遅滞なく	主事務所の経済産業局長

販売事業者の手続き一覧表

アルコール事業法の下で販売事業者となったものが行うべき諸手続きに必要な書類、タイミング、提出先は以下のとおりです。なお、経済産業局長から許可に際して付された個々の条件にかかる手続きについてはこの限りではありません。

事 項	必要な書類等	提出時期	提出先
＜アルコールの販売事業＞	アルコール販売事業許可申請書 ※添付書類 ・設備等の構造図（図面） ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書 ・事業場全体の平面図 ・誓約書 ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）並びに最近の財産目録、貸借対照表、損益計算書（法人の場合） ・所要資金の額及び調達方法を記載した書面	事前の申請	主事務所の経済産業局長
	登録免許税納付届 ※添付書類 ・9万円の領収証書を裏面に貼付	許可の日から1ヶ月以内	〃
＜許可事項の変更＞ ○貯蔵能力の変更	アルコール販売事業許可事項変更許可申請書 ※添付書類 ・変更に係る 貯蔵設備の構造図（図面） 計測機器の名称等の書類 移送配管内の容積計算書 事業場全体の平面図	事前の申請	主事務所の経済産業局長
	○商号、名称又は氏名及び住所の変更 アルコール販売事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）（法人の場合）	事後遅滞なく	〃

事 項	必要な書類等	提出時期	提出先
○代表者の氏名及び住所の変更	アルコール販売事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）（法人の場合）	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
○法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所の変更	アルコール販売事業許可事項変更届出書 ※添付書類 住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）	〃	〃
○法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所の変更	アルコール販売事業許可事項変更届出書 ※添付書類 住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）	〃	〃
○主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地	アルコール販売事業許可事項変更届出書	事前の届出	〃
○事業開始の予定年月日	アルコール販売事業許可事項変更届出書	〃	〃
○現に営んでいる他の事業の種類	アルコール販売事業許可事項変更届出書	事後遅滞なく	〃
○設備の構造の変更（貯蔵能力の変更を伴わない変更）	アルコール販売事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・貯蔵設備の構造図	〃	〃
○計測機器及び移送配管の変更	アルコール販売事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書	〃	〃
<定期の報告>	アルコール販売業務報告書 ※添付書類 ・アルコール譲受け一覧表 ・アルコール譲渡一覧表	毎年、5月末日まで	主事務所の経済産業局長

事 項	必要な書類等	提出時期	提出先
<亡失・盗難の報告>	亡失（盗難）報告書	直ちに	当該場所の経済産業局長
<廃棄の届出>	アルコール廃棄処分届出書	事前の届出	当該場所の経済産業局長
<必要な行為の継続の申請>	アルコール譲渡継続申請書 ※添付書類 ・戸籍謄本（相続人が欠格条項に該当した場合のみ）	事前の申請	主事務所の経済産業局長
<事業の承継の届出>	アルコール販売事業承継届出書 ※添付書類 ○事業の全部譲渡により継続した場合 ・アルコール販売事業譲渡証明書 ・誓約書 ○相続により承継した場合 (イ) 2人以上の相続人の全員の同意により選定された者である場合 ・アルコール販売事業者選定証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 (ロ) イ以外の相続人である場合 ・アルコール販売事業者相続証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 ○合併により承継した法人である場合 ・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等） ・誓約書 ○分割により事業の全部を承継した法人である場合 ・アルコール販売事業承継証明書 ・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等） ・誓約書	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
<廃止の報告>	アルコール販売事業廃止届出書 ※添付書類 ・廃止の日までにおける「アルコール販売業務報告書」 ・廃止の日までにおける「アルコール譲受け一覧表」	廃止後遅滞なく	主事務所の経済産業局長

	・廃止の日までににおける「アルコール譲渡一覧表」		
--	--------------------------	--	--

注：提出先欄について

- 「主事務所の経済産業局長」とは、申請者（届出者）の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長のことです。
- 「当該場所の経済産業局長」とは、亡失・盗難の発生した場所を管轄する経済産業局長のことです。
- 「当該場所の経済産業局長」とは、申請者（届出者）の該当販売場又は貯蔵所を管轄する経済産業局長のことです。